

18人の子どもたちから小児甲状腺がん

福島県全体では、18人の子どもから甲状腺がんが発見されました。手術をしてがんと確認されたのが18人です。さらに「がんの疑い」が25人です。福島医大がやっている甲状腺検査の判定基準では、結節があっても5mm以下の場合には「二次検査の必要なし」とされています。しかし、18例のがんのなかで一番小さなものは5.2mmでした。では4.9mmはどうかということ、それらは完全にスルーされているので、小さながんを見落としている可能性があります。このようないい加減な判定基準は他のがんにはありません。

福島医大の鈴木眞一教授などは、「チェルノブイリで甲状腺がんが見つかったのは5年を過ぎてから」「もともとあったがんを見つただけ」と言って、放射能の影響を否定しています。私が、超音波を使った検査を始めたのは1980年頃からです。チェルノブイリ原発事故は1986年だったので、いまのような超音波の装置はありませんでした。ましてや当時はソ連です。91年頃から日本の研究者もチェルノブイリに行っていますが、それまでの5年間の

データというのはありません。91年頃から見つかったのは、超音波で検査してというのがありますが、2～3割と触診でわかるくらいまで大きくなったものだと思います。「事故から5年経っていないから、放射能の影響ではない」というのは詭弁です。

信頼される医療を目指して

いま福島で起きている医療への不信という問題、これは日本全体がそうですが、そういうなかで、私たちの医療が信頼してもらえるように、みなさんに納得してもらえるように、これからも続けていきたいと思っています。特に被ばくの問題は、隠そうとするのではなく、この現実を真正面から見すえ、向き合っていかなければなりません。現時点では、子どもの甲状腺を心配して来られる方が多いですが、被ばくしているのは子どもだけではなく、大人も同じです。ですから、大人の健康もきちんと管理していくことも絶対に必要です。

私たちはまだ微力ですが、今後も一生懸命やっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

会場からのご質問、ご意見

福島医大の鈴木教授が、「甲状腺がんは進行が遅いかから騒ぐ必要はない」と言っていますが、本当でしょうか。

〈松江院長〉

がんのなかには進行の遅いタイプもあれば、速いタイプもあります。確かに、他の器官に比べれば甲状腺がんは比較的進行が遅いほうの部類になります。しかし、進行が遅いということと、他の器官への転移の問題はまったくの別次元です。

最近わかってきたことですが、普通のがんでは3年、5年して転移がなければ大丈夫と言われていますが、甲状腺がんの場合には5年後、10年後に転移が見つかる例があります。

〈杉井医師〉

甲状腺がんにもいくつか種類はありますが、チェルノブイリで増加したのは乳頭がんというタイプのがんで、県の発表で出た甲状腺がんもほぼこのタイプだと思います。

「甲状腺がんは予後が非常に良好」と鈴木教授は言っていますが、とんでもないことです。多くの甲状腺がんの治療は、甲状腺をとってしまうので、一生にわたって甲状腺ホルモンを服用しなければなりません。「甲状腺がんは予後が良好」という言い方は非常によろしくないことだと思います。

市の臨時職員で、食品の放射能測定をしています。市民の方から必ず「これは食べても大丈夫ですか？」と聞かれるのですが、どのように答えたらいいでしょうか。



〈崎山先生〉

ドイツでは食品の基準値を、子どもは1μCiあたり4ベクレル、大人は8ベクレルとしています。それを毎日採りつづければ当然増えるわけです。どうしてもそれを食べなければ食べ物がない、死んでしまうという場合には食べざるを得ないと思いますが、絶対に安全量はないということからすると、ゼロのほうがいいに決まっています。安全基準というのは、その社会がどの程度汚染されているかによると思います。

〈松江院長〉

食品に安全表示が出ていますが、それは一部を取り出してはかっているのに、実際に食べるものにどれだけの放射性物質が含まれているかわかりません。これだけの汚染ですから、被ばくを完全に防ぐことはできません。だから、わかる範囲でできる限り低いものを選ぶしかないと思います。

甲状腺検査をして腫瘍が見つかり、細胞診をしてもらったところ5段階の良性側だったので、経過観察ということになりました。県でやっているホールボディカウンターや甲状腺エコー検査は、医療行為ではないと聞きましたが、記録やカルテは残っているのでしょうか。

〈杉井医師〉

甲状腺検査の公開請求になぜ応じないのかというマスコミの質問に、福島医大の担当者は「データを改ざんされる恐れがある」と答えています。こんな感覚でデータを持っている人たちです。絶対に開示と保存をしてもらわなければなりません。そうしないと、次回の検査のときに「前のデータがどこか行ってし



まった」とか言って、因果関係の問題がうやむやにされてしまいます。

〈松江院長〉

県の検査結果がどのように保存されているかはわかりません。普通は5年間、記録を残さなければなりません。健診を患者扱いとするかどうかという問題は、保険診療とするかどうかという問題と関わってきます。健診は保険診療ではないので、その考え方からすると5年間の保存義務はなくなります。

ふくしま共同診療所では、すべて保険診療であるという考え方で、カルテもつくり、今後5年と言わず、その方が亡くなるまで保存する方針でやっています。

私の孫が甲状腺検査を受け、昨年7月に2次検査が必要だと出ました。そして今年2月に血液と尿を採り、3月には細胞を採って検査しました。7月にまた医大に検査に行きましたが、そのときは一般診察で、11時に予約していたのに実際に診てもらったのは3時で、ほんとうにクタクタになりました。新聞でこの診療所のことは見て、一生懸命探していました。本当にこれからよろしく願います。

さらなる基金へのご協力をお願いします

子どもたちの命と健康を守る
診療所を建設しよう！